

# パートナーズ

## 会報誌

価格0円(税込み)



所得税の確定申告とは?



最近の税制改正情報



2013年 忘年会開催しました

税理士法人  
パートナーズ

謹  
賀  
新  
年



事務所紹介  
税理士法人パートナーズ 広島支社



# 新年あけましておめでとうございます



山陰支社  
代表社員・税理士  
**川原 康寛**

謹んで新春のお喜びを申し上げます。旧年中に賜りましたご厚情に対し、心より御礼申し上げます。

税理士法人パートナーズは、皆様から賜りました格別のお引き立て、ご厚情により昨年十周年を迎えることができ、あらためて心より厚く御礼申し上げます。

さて、まだまだ厳しい社会情勢ですが昨年八月三十日に施行された「中小企業経営力強化法」でもわかるように、中小

企業の経営課題は多様化・複雑化しております。弊社としまして各専門機関と共に中小企業を守る意味でも、更に細かい部分について今まで以上に注意を払い良い方向へご指導できるよう、従業員一同、意識を高めております。また各地域での税制改正など、皆さまへの情報提供の一環としてセミナーも引き続き開催させて頂きます。近くでの開催の際には、ご参加頂けたらと存じます。

新年にあたり皆様方のご多幸を心より祈念し、今後とも倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

さて松山支社も昨年5月の設立より半年以上が経過しました。地元松山に戻り、この地での業務は新鮮でもあります。土地感があるので営業面やお客様の所 在地など、業務がスムーズにできるこ



岡山本社  
代表社員・税理士  
**川本 洋**

謹んで新春のお喜びを申し上げます。旧年もお役に立てるよう、知識と経験の蓄積を積極的に行いたいと思っておりました。

あけましておめでとうございます。旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

おかげさまで、山陰支社は今年設置3周年を迎えます。

今後もしっかりと山陰地域に根を張る活動を行いたいと思います。そのためにも本社、3支社がつむりスクランプを組んで皆様のお役に立つたないと考えております。



広島支社  
代表社員・公認会計士  
税理士  
**中谷 有希**

明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。

はじめまして、広島支社の中谷有希と申します。ご縁があって、昨年11月より税理士法人パートナーズ広島支社として新たにスタートすることとなりました。

お客様が何でも相談できるような敷居の低さと、迅速な対応を心がけながら、末永くお付き合いいただける事務所を目指していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

平成25年4月から消費税率が8%に引上げられることが正式に決定し、お客様から経済情況や価格転嫁についての相談を受ける機会も徐々に増えてまいりました。景気は徐々に持ち直しの兆しが見えていくようですが、消費税率の引上げ分を価格に転嫁することが難しいと悩んでいらっしゃる中小企業の経営者や個人事業主の方は多く、本格的な景気回復を実感するにはまだ時間がかかりそうです。

我々はそういう方々に満足していただけるサポートができるよう、お客様への情報提供やご提案を積極的におこなっていきたいと思います。

それでは、寒い日が続きますが、皆様どうか自愛くださいますよう、お願い申し上げます。



松山支社  
代表社員・税理士  
**柳井 崇延**

とが、些細なことではありますが、とても嬉しく感じことがあります。他の支社でもあると思いますが、私自身も会員の皆さまに情報提供と悩み事の解決をさせて頂く機会をより多く作れるよう、本年も各方面でセミナーや講習会を実施していくことを考えております。

また法人のお客さまにおかれましても依然厳しい社会情勢です。経営面に関しても何かお役に立てるよう、知識と経験の蓄積を積極的に行いたいと思っております。

明けましておめでとうございます。

まだ寒い日が続きますので、お身体だけはご自愛下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。本年もどうぞ、よろしくお願い致します。

# 所得税の確定申告とは？

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

## 【所得の種類と課税方法】

所得は、その発生形態などに応じて10種類に分類されます。

また、それに応じて次の課税方法となります。

種類	概要	課税方法
事業所得 (営業等・農業)	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	総合
	事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や一定の先物取引に係る所得	申告分離
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	総合
利子所得	公社債や預貯金の利子などの所得	源泉分離
	国外で支払われる預金等の利子などの所得	総合
配当所得 ※配当所得には確定申告不要制度があります	法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託の収益の分配などの所得(申告分離課税を選択したもの除く)	総合
	上場株式等に係る配当等、公募証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したもの所得	申告分離
	特定目的信託の社債的受益権の収益の分配などの所	源泉分離
給与所得	俸給や給料、賞金、賞与、歳費などの所得	
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの所得
	その他	原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得
		業(事業規模を除く)として行う、株式等を譲渡したことによる所得や一定の先物取引に係る所得
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	申告分離
		源泉分離
	土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く	申告分離
一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総合
	保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など	源泉分離
山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことによる所得	
退職所得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	申告分離

総合  
総合課税

確定申告により、他の所得と合算して所得税を計算する制度です。

申告分離  
申告分離課税

確定申告により、他の所得と分離して所得税を計算する制度です。

源泉分離  
源泉分離課税

他の所得とは関係なく、所得を受け取るときに一定の税額が源泉徴収され、それで全ての納税が完結する制度です。表の「概要」欄に掲げる所得のほか、金投資(貯蓄)口座の所得なども源泉分離課税の対象とされています。

パートナーズから大切なお知らせ！

# 税務情報 最近の税制改正情報

## 平成25年分の所得税から復興特別所得税が課税されます

税務情報

個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

### ○納稅義務者

平成25年から平成49年までの各年分の所得税を基に計算されます。

### ○課税対象

復興特別所得税額＝基準所得税額×2.1%



税理士：笠井 紀子

所得税の振替納税を利用している方については、振替日に指定の預貯金口座から所得税及び復興特別所得税の合計額が併せて引き落とされます

### ○復興特別所得税の計算

事業所得等の申告を白色申告でされていた方にも記帳・保存が義務付けられることになりました。

所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も対象となります。

### ○対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方

### ○記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先、その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。  
記帳にあたっては、ひとつひとつの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡単な方法で記載してもよいことになっています。

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴つて作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

## 【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	(法定帳簿)収入金額や必要経費を記載した帳簿	7年
	(任意帳簿)業務に関して作成した上記以外の帳簿	5年
書類	決算に関して作成した損益表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

※こちらの情報は2013年10月発行Vol.7号でも紹介しています。

# 平成25年12月末時点の国外財産の保有状況の確認を!

平成24年度税制改正において創設された国外財産調書制度は、制度創設後の最初の国外財産調書は、本年12月31日における国外財産の保有状況を記載して、来年3月17日(3月15日が土曜日のため)までに提出する」となります。改めて国外財産の保有状況を確認する必要があります。同制度は、適正な課税・徵収の確保を図る観点から、国外財産の保有者からその保有する国外財産について申告してもう仕組みです。

同制度の対象者は、居住者(「非永住者」)を除く)で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産の保有者。その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければならないとされています。「非永住者」とは日本国籍を持たず、かつ過去10年以内において国内に住所または居所を有していた期間が5年以下である人をいいます。

国外財産調書の提出の義務化に伴い、罰則規定・特例が設けられています。国外財産に係る所得税や相続税の申告漏れや無申告があった場合に、提出された国外財産調書にその申告漏れ等に係る国外財産の記載があ

るときは、その記載がある部分につき課する過少申告加算税(10%、15%)や無申告加算税(15%、20%)については、通常課される加算税額からその申告漏れ等に係る所得税・相続税の5%相当額を控除した金額とされます。

一方で、その所得に係る所得税について申告漏れ等があった場合に、その年分の国外財産調書の提出がないときや、提出された国外財産調書にその申告漏れ等に係る国外財産の記載がないときは、その提出または記載がない部分につき課する過少申告加算税(10%、15%)や無申告加算税(15%、20%)については、通常課される加算税額にその申告漏れ等に係る所得税の5%相当額が加算されます。

そのほか、国外財産調書の不提出・虚偽記載に対する罰則を設け、法定刑は1年以下の懲役または50万円以下の罰金とし、併せて、情状免除規定が創設されています。上記の改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されるが、以後に提出すべき国外財産調書からの適用となります。

## 控除額については次のページをご確認ください

# 寝たきりの扶養親族がいるときの所得控除

納税者と生計を一にする親族のうち、その年の12月31日の現況で引き続き6ヶ月以上にわたり身体の障害により、常に寝たきりの状態で、介護を必要とする人は特別障害者となります。

**特別障害者とは?**

- ①身体障害者手帳などの交付を受ける人
- ②65歳以上の者で、その障害の程度について市町村等の認定を受けている人
- ③受けたる寝たきりなど引き続き複雑な介護を要する者で、医師の診断書がある人

このような人が「扶養対象配偶者・扶養親族である場合に受ける」とができる所得控除が、扶養控除・配偶者控除・障害者控除です。また生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、医療費控除の対象になります。

このメーターが別々に設置されている程度でいうと、電話や電気水道・ガスのメーターが別々に設置されているかとどうような点が判断基準になります。その負担が区分されているかとどうような点が判断基準になります。社会保険や住民票などで使用される「世帯」は「住む」単位を示すため、「生計」とは必ずしも一致しません。

**「生計を一にする」とは?**

必ずしも同一の家庭に居住していることをいうものではなく、日常生活の資を共にしているか、財布のひもがつながっているかで判断されるということです。銀行振込や現金書留により送金している事實を通帳若しくは振込票や書留の写しなどで確認できるか、金銭面の区別の程度でいうと、電話や電気水道・ガ

布のひもがつながっているかで判断されるということです。銀行振込や現金書留により送金している事實を通帳若しくは振込票や書留の写しなどで確認できるか、金銭面の区別の程度でいうと、電話や電気水道・ガスのメーターが別々に設置されているかとどうような点が判断基準になります。

## 控除額については次のページをご確認ください



所得税の計算をする場合の控除額は、配偶者や扶養親族の年齢及び同居の有無等により次のようにになります。

	その年の12月31日現在の年齢	障害者区分	同居の有無	扶養控除	配偶者控除	障害者控除	控除合計
控除対象 配偶者 (※1)	一般 70歳未満	通常		38万円			38万円
		一般障害者		38万円	27万円	65万円	
		特別障害者(※2)	同居していない	38万円	40万円	78万円	
			同居(※2)	38万円	75万円	113万円	
	老人 70歳以上	通常		48万円			48万円
		一般障害者		48万円	27万円	75万円	
		特別障害者	同居していない	48万円	40万円	88万円	
			同居	48万円	75万円	123万円	
扶養親族 (※1)	一般 0~15歳	通常		0万円			0万円
		一般障害者		0万円		27万円	27万円
		特別障害者	同居していない	0万円		40万円	40万円
			同居	0万円		75万円	75万円
	16歳~18歳	通常		38万円			38万円
		一般障害者		38万円		27万円	65万円
		特別障害者	同居していない	38万円		40万円	78万円
			同居	38万円		75万円	113万円
	特定 19歳~22歳	通常		63万円			63万円
		一般障害者		63万円		27万円	90万円
		特別障害者	老親等	63万円		40万円	103万円
			同居老親等(※3)	63万円		75万円	138万円
	老人 70歳以上	通常	老親等	48万円			48万円
			同居老親等	58万円			58万円
		一般障害者	老親等	48万円		27万円	75万円
			同居老親等	58万円		27万円	85万円
		特別障害者	同居していない	48万円		40万円	85万円
			同居	48万円		75万円	123万円
			同居老親等	58万円		75万円	133万円

### 同居の有無で判断されるもの

#### ※2 同居特別障害者

納税者 納税者と生計を一にしている親族	同居を常況としている	特別障害者である	控除対象配偶者 扶養親族
納税者 その配偶者		老人扶養親族のうち 納税者又はその配偶者の直系の尊属 (父母・祖父母など)	

#### ※3 同居老親等

### 「常に同居している」とは

同居とはいっても、ひとつ屋根の下で寝食を共にしている場合だけでなく、病気などの治療のため入院していることにより、一時的に別居している人も「同居」に含まれます。数ヶ月・数年など、入院期間の長短は判定の基準にはなりません。病気やケガのリハビリなど、医療行為のために老人介護施設で療養している場合も同様に「同居」とみなすことができます。ただし、医療行為を行わない老人ホーム等へ入所している場合には、生活の本拠そのものが老人ホームへ移動したと考えられるため、「同居」には該当しません。別居状態が解消された場合に同居に戻る意思があるかどうかで判断されます。

# 2013年パートナーズ忘年会 in 黒ひげ

昨年の暮れ、12月10日に小林裕彦法律事務所、行政書士法人近藤事務所の方々と合同の忘年会を開催しました。一昨年と同様40名ほどの大人数での開催となり大盛り上がりとなりました。今回はbingo大会も用意し、1年の締めくくりともいえる運試し！見事にパートナーズ内から1等を引き当てるようになりました（他の事務所さん、すみません…）

お酒の席で普段お話ができない方々とのおしゃべりと目の前の海鮮鍋、とても楽しい時間を過ごすことができました。

またお店をお借りした「黒ひげ」さんにも感謝です、ありがとうございました。



40名ともなれば室内もいっぱい…でもお隣の人とたくさんお話ができました。



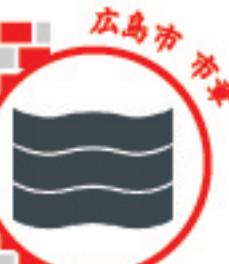
海鮮鍋を美味しくいただきました。寒い夜にお酒と鍋で幸せのヒトトキでした。



bingoの風景。小林弁護士ありがとうございました。

## 事務所紹介

# 税理士法人パートナーズ 広島支社



広島支社長 中谷 有希



はじめまして、税理士法人パートナーズ広島支社長をさせて頂いております中谷有希と申します。最初ですので、簡単に自己紹介から。私は生まれてから20歳まで広島市内で過ごしました。その後東京の大学に進学・卒業してそのまま一度は営業の仕事に就きましたが1年でギブアップ…一旦広島に戻りました。その後約3年、猛勉強し当時の公認会計士2次試験に合格しまして、再度上京！監査法人で約7年、税理士法人で約4年半ほど勤務しまして、昨年地元広島に戻ってきました。現在40歳(もうすぐ41歳)で、妻と一男一女の4人家族です。もちろんカーブファンです(大竹は残念でした)。次は広島のお話、広島といえば世界でふたつしかない被爆をした地のひとつです。原爆ドームは有名だと思います。また平和記念公園もあり日本史における近代昭和の象徴的な地でもあります。またさらに古くは、平清盛が治めた地として縁が深い地でもあります。そのため古くは平安時代から近代昭和時代まで深く歴史に触ることができます。名所も多く、まだ訪れていない方にはオススメな場所なので是非、広島にお越しください！



平和を願う象徴としての場所、当時から70年経った年月が過ぎていますが、いまなお日本国内外、訪れる観光客が多く平和に対しての願いの強さを伺わせます。



(左)日本100名城の一つ。名古屋城、岡山城と共に日本三大平城とも言われています。(右)実は厳島神社とつく神社は日本各地にあります。その總本社がここ広島の厳島神社なのです。



広島県は  
こんな形

# パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではただいま資産家向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない相続や贈与などの税務関連情報はもちろん、知っていて得するミニ情報までご提供します！

年会費・入会費  
無料



## 会報誌の発行

資産家向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知らない重要なものや知つていて得するもの、また資産家の方向への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。



◆会報誌は不定期での発行となります



## 無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。



- ◆無料相談は一般的な内容となります◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます
- ◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます



## 税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなります、知つていなければならないポイントや知つておいて得するポイントが必ずあります。



■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

# 会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料皆様の周りで税務のことご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！

税理士法人パートナーズ

[岡山本社] 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

[山陰支社] 島根県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179

[松山支社] 愛媛県松山市高井町1150 TEL/FAX 089-968-1660/089-968-1660

[広島支社] 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886